

00007

1 昭和36年6月2日 金曜日 鳥取県公報 第3229号

昭和毎週火、金曜日発行（但休日を除く）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認定
（翌日）

鳥取県公報

告示

鳥取県告示第三百十九号

建設業法（昭和二十四年法律第二百号）第六条の規定による登録の申請に基づき、同法第八条第一項の規定により、次のとおり建設業者登録簿に登録した。

昭和三十六年六月二日

鳥取県知事 石破 二朗

登録番号	登録年月日	名 称	主たる営業所の所在地	申請者氏名	摘要
鳥取県知事登録 （一）第五五八号	昭和三十六年五月十八日	福本工務店	岩美郡岩美町岩本一五二	福本 芳治	土木工事
（二）第五五九号	五月十六日	（株）沢田商会	鳥取市今町二丁目三一六	沢田 武二	管工事
（三）第五五〇号	四月十四日	倉吉建設（株）	倉吉市宮川町一三一	西川 乙松	建設工事

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第六条の規定による登録の申請に基づき、同法第八条第一項の規定により、次のとおり建設業者登録簿に登録した。

昭和三十六年六月二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

登録番号 登録年月日 名称 主たる営業所の所在地 申請者氏名 摘要

鳥取県知事登録 昭和三十六年 前場建設 鳥取市吉方二七〇 前場義春 建設工事
(へ)第七四七号 五月二十六日

第七四八号 // 吉田建設(有) 岩美郡国府町大字麻生 吉田勇 土木工事

鳥取県告示第三百二十一号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第六条の規定による登録の申請に基づき、同法第八条第一項の規定により、次のとおり建設業者登録簿に登録した。

昭和三十六年六月二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

登録番号 登録年月日 名称 主たる営業所の所在地 申請者氏名 摘要

鳥取県知事登録 昭和三十六年 藤吉建設 鳥取市吉方二四二 藤吉賢治郎 土木工事
(へ)第七四九号 五月二十六日

鳥取県告示第三百二十二号
健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三第一項の規定により、次のように保険医療機関を指定したので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第二条の規定により告示する。

昭和三十六年六月二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

保険医療機関又は保険薬局	開設者氏名	診療科名	指定年月日	採用点数表
宝意内科医院	米子市万能町六	宝意 武彦 内科、小児科	昭和三六、五、一五	乙ノ二
車尾診療所	車尾九〇四	長谷川柳三	五、一	〃
渡辺医院	大篠津一、五五二	渡辺惣之助	五、九	〃
岸田歯科医院	境港市日出町	岸田 実 齒科	五、六	+
足立	相生町一〇三	足立 学	五、二	一
中村	東伯郡大栄町由良宿	中村 守正	五、二〇	一

鳥取県告示第三百二十三号

家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第十六条第二項第二号に規定する牛及び豚の人工授精に関する講習会次のように実施する。

日	時	科	午	午	目	午	午	開	催	地
			前	後						
六月	十六日	関係法規			繁殖生理					
"	十七日	発情鑑定実習			胎生遺伝概論					
"	十八日	器械機械			生殖器解剖					
"	十九日	繁殖生理			精液精虫検査法					
"	二十日	精液精虫検査法			精液精虫検査法					
"	二十一日	種付の理論			発情鑑定(実習)					
"	二十二日	人工授精			人工授精					
"	二十三日	人工授精			人工授精実習					
"	二十四日	人工授精実習			人工授精実習					
"	二十五日	修業試験			修業試験					

日	時	科	午	午	目	午	午	開	催	地
			前	後						
六月	十五日	関係法規			繁殖生理					
"	十六日	家畜改良と登録			胎生遺伝概論					
"	十七日	器械機械			生殖器解剖					
"	十八日	繁殖生理			精液精虫検査法					
"	十九日	精液精虫検査法			精液精虫検査法					
"	二十日	種付理論			発情鑑定(実習)					
"	二十一日	人工授精			人工授精					
"	二十二日	人工授精			人工授精実習					
"	二十三日	人工授精実習			人工授精実習					
"	二十四日	修業試験			修業試験					

二 豚の家畜人工授精講習会

鳥取県告示第三百一十八号

家畜の伝染病の発生を予防するため、次の要領によつて牛の肝てつ検査及び駆除並びにピロプラズマ病検査及びダニ駆除並びに馬流行性脳炎予防注射を実施するから、

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第六条の規定に基づき、牛及び馬の所有者に対して検査及び駆除並びに注射を受けることを命ずる。

昭和三十六年六月二日

7 昭和36年6月2日

金曜日 鳥取県公報 第3229号

実施期日	実施区域		実施場所	至日
	日	月		
三十日	"	"	門下大山	六月五日
三十一日	"	"	門前	六月六日
一月一日	"	"	神戸上	六月七日
一月二日	"	"	細屋	六月八日
一月三日	"	"	萩山	六月九日
一月四日	"	"	元菅沢	六月十日
一月五日	"	"	滑萩原	六月十一日
一月六日	"	"	呼子	六月十二日
一月七日	"	"	秋原	六月十三日
一月八日	"	"	中津合	六月十四日
一月九日	"	"	相井原	六月十五日
一月十日	"	"	栗谷	六月十六日
一月十一日	"	"	本山	六月十七日
一月十二日	"	"	栗谷	六月十八日
一月十三日	"	"	本山	六月十九日
一月十四日	"	"	三栗繩	六月二十日
一月十五日	"	"	三栗繩	六月二十一日
一月十六日	"	"	西伯郡名和町陣構	六月二十二日
一月十七日	"	"	日野郡日南町日野上	六月二十三日
一月十八日	"	"	日野上	六月二十四日
一月十九日	"	"	日野上	六月二十五日
一月二十日	"	"	日野上	六月二十六日

昭和36年6月2日 金曜日 鳥取県公報 第3229号

鳥取県知事 石破

二朗

一 実施の目的 牛の肝てつ及びピロプラズマ病及びダニ駆除並びに馬の流行性脳炎予防のため

二 実施の区域 別表のとおり

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

1 肝てつ検査及び駆除

牛。ただし、生後三月以内及び分べん前後一月以内のものを除く。

2 ピロプラズマ検査及びダニ駆除

牛。ただし、生後四十日及び分べん前後一月以内のものを除く。

3 馬の流行性脳炎

馬。ただし、生後三月以内及び分べん前後一月以内のものを除く。

4 実施①期日 別表のとおり

五 検査、注射及び駆除の方法

肝てつ検査

…皮内注射反応法、虫卵検査法

別表	肝てつ検査及び駆除	実施期日	実施区域	実施場所
		自六月五日	新渡道	新渡道原
		六月十日	西伯郡淀江町宇田川区	宇田川検診所
		六月二十日	中山町二本松	二本松
		六月二十二日	名和町柳原	柳原
		六月二十三日	名和町陣構	陣構
		六月二十六日	大山町香取	香取
		六月二十八日	名和町新高田	新高田
		六月二十九日	上大山	上大山
		七月七日	名和町林ヶ峯	林ヶ峯
		七月十日	大山町林ヶ峯	林ヶ峯
		七月二十一日	上光徳	上光徳
		七月二十六日	新渡道	新渡道原
		七月二十八日	宇田川	宇田川
		七月二十九日	上大山	上大山

別表	肝てつ駆除…ヘキサクロロエタン製剤投与	実施期日	実施区域	実施場所
	ピロプラズマ病検査…血液塗沫標本	自六月五日	新渡道	新渡道原
	ダニ駆除…BHC剤散布	六月十日	西伯郡淀江町宇田川区	宇田川
	馬の流行性脳炎予防注射…流行性脳炎予防液皮下注	六月二十日	中山町二本松	二本松
		六月二十二日	名和町柳原	柳原
		六月二十三日	名和町陣構	陣構
		六月二十六日	大山町香取	香取
		六月二十八日	名和町新高田	新高田
		六月二十九日	上大山	上大山
		七月七日	名和町林ヶ峯	林ヶ峯
		七月十日	大山町林ヶ峯	林ヶ峯
		七月二十一日	上光徳	上光徳
		七月二十六日	新渡道	新渡道原
		七月二十八日	宇田川	宇田川
		七月二十九日	上大山	上大山

馬の流行性脳炎予防注射	至自	二十六日	西伯郡大山町香取
		二十七日	西伯郡大山町香取
	二十八日	名和町新高田	新高田
	二十九日	日野郡日南町山上	山上
	三十日	西伯郡名和町上大山	上大山
			香取
			山上
			上大山

月十二日	日野郡日野町高尾
"	江府町池の内
十三日	"
十四日	"
二十二日	"
"	御机用原
"	西成原田
"	貝田下蚊屋
"	大河原成
"	西成原田
二十三日	溝口町根雨立原
"	稀原
"	西成原田
"	大河尾原
"	西成原田
"	大河尾原
"	西成原田
"	高尾

印 刷 所 者 烏取県鳥取市東町一丁目
鳥取 烏取市栗谷町

鳥取県鳥取市東町一丁目
鳥取県鳥取市栗谷町
（配印町）

日火金

鳥取県鳥取市東町一丁目
鳥取市栗谷町

溝大上三添大
平谷内大富
曰原野部栎阪江原

溝大上三 添大
平 谷内 大富
口原野部 " 板阪江原